

第11章

ケアマネジメントに係る 法令等の理解

目的

法令を遵守し、介護支援専門員の業務を適切に遂行できるよう、介護保険制度に係る法令等を正しく理解する。

修得目標

- ①介護保険法の意義と目的について説明できる。
- ②介護保険法を**遵守**したケアマネジメントが実施できる。
- ③利用者を取り巻く諸制度について説明できる。
- ④実践上の法令**遵守**について説明できる。
- ⑤介護報酬に係る関係告示や通知等の概要について説明できる。

遵守＝順守＝コンプライアンス

介護支援専門員養成研修における
修了評価に関する指針

図表 3 修得目標の意味

領域	修得目標の表現	意味
認知領域 「想起」	「～を述べることができる」	必要な知識を記憶しており、具体的な用語や実例等を回答できるレベル
認知領域 「解釈」	「～について説明できる」	必要な理念や考え方について理解しており、その理念や考え方について <u>自分の言葉で具体的に説明できるレベル</u>
認知領域 「問題解決」	「～を判断できる」	さまざまな情報と、理念や考え方に基づき、専門職として、問題解決に向けた妥当な判断を行うことができるレベル
情意領域	「～に配慮できる」	専門職として持つべき姿勢や態度を有して実践できるレベル
精神運動領域	「～を行うことできる」 「～（動作を）できる」	必要な技能を有し、専門職として具体的に実践できるレベル

11章のポイント

介護保険制度に関する法令等を全体的にとらえたうえで、特にケアマネジメントに関する部分の規定について業務と関連づけて理解する。

介護保険制度導入の背景等

「また構想においては、ドイツの介護保険制度のように財源の確保だけを目指すのではなく、適切なサービスの提供方法を編み出すために、厚生省と在野の研究者が協力して多大な努力が傾注されたことも特筆すべきことと言えよう。その基本理念が『自立支援』と『ケアマネジメント』の導入である。そのために開発されたのが我が国独特の『要介護認定』の方式であり、また『介護支援専門員』の創設である。」

（岡本 祐三氏）

介護保険法 **利用者本位**

P5~7

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の变化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを**目的**とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携に十分配慮**して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択**に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その**有する能力に応じ自立した日常生活**を営むことができるように配慮されなければならない。

P90~

指定居宅介護支援事業所の運営基準

(基本方針)

第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が**可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮**して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、**利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立**に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との**連携に努めなければならない**。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 略(提供拒否の禁止)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

自立支援 と

自律支援



「その人らしさ」
「私らしさ」を引き出す支援

第1節 ケアマネジメントと法令等

2. 法令等を理解する意義と目的

介護支援専門員の業務を適切に進めるためには、ケアマネジメントに必要な法令等を正しく理解し、それらの規定を遵守した上で行なうことがとても大切です。

また、ケアマネジメントに関連する法令等を理解し実践に結びつけることは、地域包括ケアシステムの一助にもなります。

第2節 介護保険制度にかかる法令等を遵守したケアマネジメント

1. 介護保険制度にかかる法令等と階層の理解

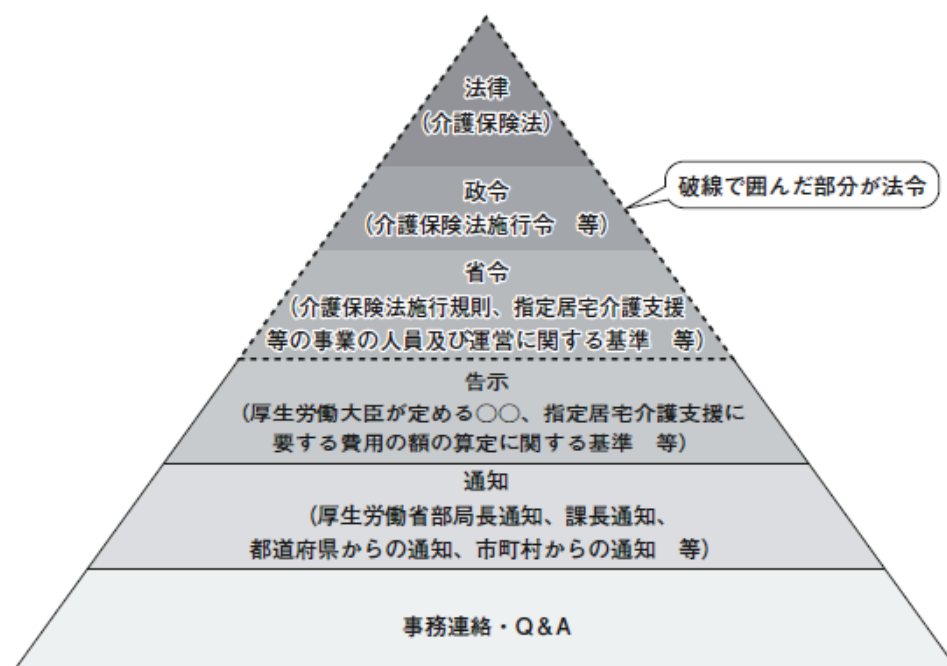
介護保険制度は法令等によってルールが定められているため、法令等の階層とそれらの関係、また、介護支援専門員の業務や役割と法令等の関係を理解することが大切です。

第2節介護保険制度にかかる法令等を遵守したケアマネジメント

2. 階層ごとの介護保険制度関係法令について

- ①法律である介護保険法によって、各介護保険サービス全体が定義づけられている。
- ②政令の介護保険法施行令では法律の規定について詳細な内容が定められてる。
- ③省令である介護保険法施行規則では、より詳細な規定が定められてる。
- ④告示では、サービス提供に伴って支払われる介護報酬等の規定が定められてる。
- ⑤通知
- ⑥事務連絡
- ⑦Q & A

介護保険制度法令等の全体イメージ



法律

介護保険法第8条24

この法律において「**居宅介護支援**」とは、居宅要介護者が指定居宅サービス、指定地域密着型サービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他**厚生労働省令で定める事項を定めた計画**を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「**居宅介護支援事業**」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

政令

内閣の発する命令のこと

P689

介護保険法施行令(平成10年**政令第412号**)

(特定疾病)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一 がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 二 関節リウマチ
- 三 筋萎縮性側索硬化症
- 四 後縦 靱じん 帯骨化症
- 五 骨折を伴う骨粗 鬆しょう 症
- 六 初老期における認知症(法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。)
- 七 進行性核上性麻 痺ひ、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 八 脊髄小脳変性症
- 九 脊柱管狭 窄さく 症
- 十 早老症
- 十一 多系統萎縮症
- 十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 十三 脳血管疾患
- 十四 閉塞性動脈硬化症
- 十五 慢性閉塞性肺疾患
- 十六 両側の 膝しつ 関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の
提示について」の一部改正について
計50枚（本紙を除く）

Vol.958

令和3年3月31日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3936)
FAX：03-3503-7894

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫
負担金の算定等に関する政令の一部を改
正する政令」の公布について（通知）
計2枚（本紙を除く）

Vol.1194

令和5年12月28日

厚生労働省老健局介護保険計画課、
認知症施策・地域介護推進課

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百八十三号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の四十五第四項及び第百二十五條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の十三第五項中「高い新たな事業の実施その他の特別な事情」を「高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における当該費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由」に「おける特別な事情」を「おける当該事由」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五條（見出しを含む）中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護報酬](#) > [令和3年度介護報酬改定について](#)

令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定について

[PDF 令和3年度介護報酬改定の主な事項](#) [2,261KB]

[PDF 令和3年度介護報酬改定における改定事項について](#) [2,565KB]

介護報酬改定に関する省令及び告示

省令

告示

[PDF 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）](#) [1,210KB]

[PDF 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）](#) [2,122KB]

[PDF 厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和3年厚生労働省告示第74号）](#) [257KB]

[PDF 介護保険法施行規則第四百十條の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）](#) [107KB]

[PDF 介護保険法施行規則第四百十條の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）](#) [168KB]

介護報酬改定に関する通知等

通知

[PDF 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について](#) [459KB]

告示

○厚生労働省告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣田村憲久

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

の一部を次の表のように改正する

(参 照 表 第 七 十 三 号)

改 正 前	改 正 後
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>167単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>250単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>396単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>579単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>84単位</u>を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>183単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>225単位</u> ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>99単位</u> 注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。注10において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u> ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>98単位</u> 注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。注10において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を

出 版 部 分	出 版 部 分
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（１月につき） (1) 居宅介護支援費Ⅰ └─ 居宅介護支援費Ⅰ a 要介護１又は要介護２ 1,076単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 1,398単位 └─ 居宅介護支援費Ⅱ a 要介護１又は要介護２ 539単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 698単位 └─ 居宅介護支援費Ⅲ a 要介護１又は要介護２ 323単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 418単位 (2) 居宅介護支援費Ⅳ └─ 居宅介護支援費Ⅳ a 要介護１又は要介護２ 1,076単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 1,398単位 └─ 居宅介護支援費Ⅴ a 要介護１又は要介護２ 522単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 677単位 └─ 居宅介護支援費Ⅵ a 要介護１又は要介護２ 313単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 406単位 (削る)	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（１月につき） (1) 居宅介護支援費Ⅰ └─ 要介護１又は要介護２ 1,057単位 (新設) (新設) └─ 要介護３、要介護４又は要介護５ 1,373単位 (新設) (新設) (新設) (2) 居宅介護支援費Ⅱ └─ 要介護１又は要介護２ 529単位 (新設) (新設) └─ 要介護３、要介護４又は要介護５ 686単位 (新設) (新設) (新設) (3) 居宅介護支援費Ⅲ └─ 要介護１又は要介護２ 317単位 └─ 要介護３、要介護４又は要介護５ 411単位

事務連絡・Q&A

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中
— 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示
について」の一部改正について
計５枚（本紙を除く）

Vol.1178

令和５年１０月１６日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3936）
FAX：03-3503-7894



【ポイント 体系例： 居宅介護サービス計画費の算定根拠】

P690

老企第36号(厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

6居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、**指定の取消しを検討する**ものとする。

(1)居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

①当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。



自己点検シート

(介護報酬編)

居宅介護支援

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日 ()

点検担当者：

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
運営基準減算 (50/100)		居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に			告示別表イ注3 通知第3の6	青 P852～853
		(1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて文書を交付して説明している。	☐ 未実施			
		(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明している。	☐ 未実施			
		(3) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ことの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明している。	☐ 未実施	・重要事項説明書 ・契約書 ・支援経過		
		居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施	☐ 未実施	・アセスメント記録、支援経過等		
		サービス担当者会議の開催				
		居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合	☐ 未開催			
		要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	☐ 未開催	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会記録		
		要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	☐ 未開催			
		居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	☐ 未交付	・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画に対する同意書		
運営基準減算 (0/100)		モニタリングにあたって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接	☐ 未実施	・モニタリング記録	告示別表イ注3 通知第3の6 Q3	青 P852～853 緑 P176～
		モニタリングの結果の記録	☐ 1月以上未実施			
		運営基準減算(50/100)が2月以上継続	☐ 継続	・介護給付費請求書、明細書		
		2月目から適用	☐ 該当	・モニタリング記録等		

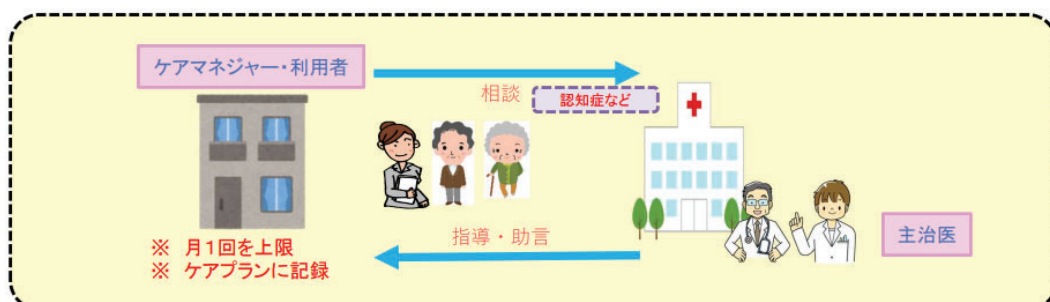
インセンティブ

〔名〕 (incentive) (ある目標に向かって誘導するための) 刺激。誘引、動機となる事物。また、奨励金。

出典 精選版 日本国語大辞典精選
版 日本国語大辞典について 情報

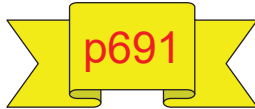
2.(6)③ 医療機関との情報連携の強化

概要	【居宅介護支援】
○ 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし	<改定後> ⇒ 通院時情報連携加算 50単位/月 (新設)
算定要件等	
・ 利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする ・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、 <u>医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合</u>	



○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）（抄）

新	旧
15 通院時情報連携加算 当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。	どうる。 (新設)



第2節介護保険制度にかかる法令等を遵守したケアマネジメント

3. 条例について

(1) 条例とは

(2) 地方分権一括法

例：岡山市路上喫煙防止条例

おかやまの酒による乾杯を推進する条例

基 準	内 容
①従うべき基準	○厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの 国と異なる内容を条例で定めることはできない。 ・介護保険事業所・施設の従業者の基準及び従業者数 ・介護保険施設の居室、療養室及び病室の床面積 ・利用定員（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る） ・サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等運営に関する事項
②標準とすべき基準	○厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの 合理的な理由があれば国と異なる内容を条例で定めることもできる。 ・利用定員（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く）
③参酌すべき基準	○厚生労働省令で定める基準を参酌するもの 国と異なる内容を条例で定めることもできる。 ・①、②以外の事項

表11 - 2 - 5 地方分権一括法により条例委任されるもの
(ケアマネジメントに関する主なもの)

地方分権一括法	都道府県（政令指定都市、中核市） の条例に委任される主なもの	市町村の条例に委任される主なもの
第1次 (平成23年法律 第37号)	・指定居宅サービス（法第74条） ・指定介護老人福祉施設（法第88条） ・介護老人保健施設（法第97条） ・指定介護療養型医療施設（旧法第110条） ・指定介護予防サービス（法第115条の4）	・指定地域密着型サービス（法第78条の4） ・指定地域密着型介護予防サービス（法第115条の14） ※いずれも平成28年度より小規模通所介護（定員18人以下）、療養通所介護（定員9人以下）が追加
第3次 (平成25年法律 第44号)	・指定居宅介護支援（法第81条） →2018（平成30）年度以降、市町村の条例へ	・指定介護予防支援（法第115条の24） ・地域包括支援センターの包括的支援事業（法第115条の45第4項）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の成立・公布に伴う基準省令改正について

1 これまでの経緯等

- ① 第1次地方分権一括法等により、居宅サービス、施設サービスの指定基準を条例委任することが定められ、これに基づく省令改正により、条例で定める際の基準（「従うべき基準」「参酌すべき基準」）を定めた（平成23年10月7日省令公布、平成24年4月1日施行）。
- ② さらに、地方から居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターの指定基準の条例委任についても要望があり、平成23年11月29日、条例委任する旨を閣議決定した。これに基づき、平成24年度に第3次地方分権一括法案が国会に提出されたが、廃案となった。平成25年度に再度法案が提出され、成立し、平成25年6月14日に公布された（平成26年4月1日施行）。
- ③ 第3次地方分権一括法の成立に基づき、地方公共団体が居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターの指定基準を条例で定めることとなったが、その際の基準（「従うべき基準」「参酌すべき基準」）を、今回の省令改正により定める。
改正省令は平成26年4月1日施行予定。なお、省令の整備については、内閣府地方分権改革推進室長事務連絡により、原則として法律公布後3月以内とされている。

（参考）「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（平成25年6月14日 内閣府地方分権改革推進室長 事務連絡）
条例制定に際しての基準となる政省令の整備については、第1次・2次一括法施行の際、一部の対応の遅れにより地方公共団体の条例制定に支障が生じたとの指摘もあることから、地方公共団体が円滑な準備を進める期間を確保できるよう、原則として公布後3月以内に行っていただきたいこと。

（第3次地方分権一括法：平成25年6月14日公布）

1

平成三十年厚生労働省令第四号

（記録の整備）

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、**その完結の日から二年間保存しなければならない。**

一 第十三条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第十三条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める**条例**

(記録の整備)

- 第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、**その完結の日から5年間保存しなければならない。**
- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
- ア 居宅サービス計画
- イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- (3) 第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
- (4) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第22条第1項に規定する従業者の勤務の体制等の記録**
- (6) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第18条第1号に規定する介護給付及び第13条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録**

〇岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成26年3月25日

市条例第31号

改正 平成27年3月16日市条例第14号

平成28年3月24日市条例第11号

平成30年3月20日市条例第23号

令和3年3月17日市条例第24号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第3節 介護保険制度に関連する他制度等について

1. 関連他制度を理解する理由

介護支援専門員の業務を行う上で、生活保護法等に関連する他制度や労働者災害保障保険等の介護保険に優先される給付、あるいは第三者求償や公費負担医療制度等のさまざまな制度等についての理解が必要不可欠です。

第三者求償

交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となった被害者（被保険者）が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられています。

これは、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、第三者行為が原因による介護保険給付額を限度として、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を、保険者が取得するということであり、介護保険給付費について保険者が負担した部分を、保険者は加害者側に損害賠償することになります。

このように、第三者行為が原因で、保険者が受けた損害を補てんするための求償行為を「第三者求償」といいます。

第3節 介護保険制度に 関連する他制度等について

2. 生活保護法関連

- (1) 生活保護受給者の介護保険被保険者
- (2) 介護扶助
- (3) 介護扶助の実際
- (4) 境界層措置

表11-3-2 生活保護と介護保険の関係

	40歳以上65歳未満の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
医療保険の被保険者	第2号被保険者 (自己負担1割を生活保護から給付)	第1号被保険者 (自己負担1割を生活保護から給付)
医療保険未加入者	介護保険の被保険者の資格を取得 できない者 (10割を生活保護から給付)	

第二章 被保険者

(被保険者)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

国民健康保険の加入資格について

厚労省ホームページ 国民健康保険より

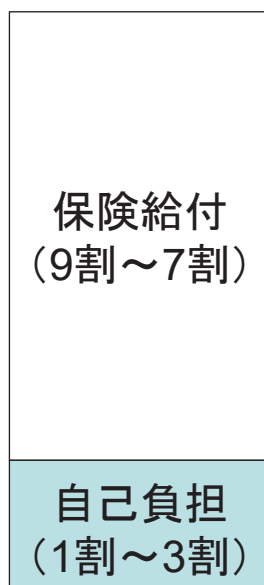
日本国内に住所を有する方であって、以下のいずれにも該当しない方は、国民健康保険の被保険者となります。

- ・ 他の医療保険（健康保険）に加入している方、その被扶養者
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 後期高齢者医療制度に加入している方
- ・ 短期滞在在留外国人の方 など

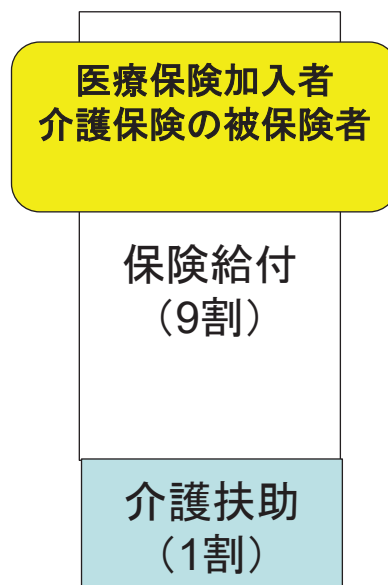
図11-3-1 介護扶助のイメージ



※参考 生活保護を受けていない者



①生活保護を受けている者



②生活保護を受けている者
(みなし2号)

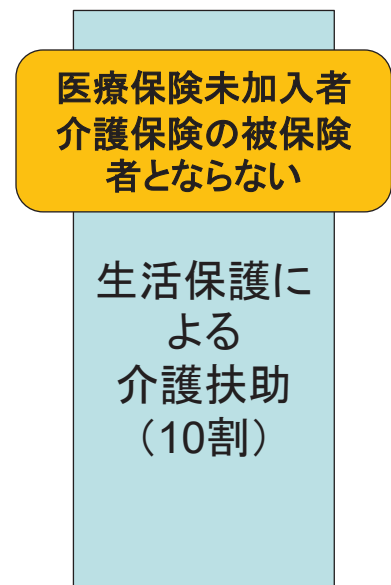
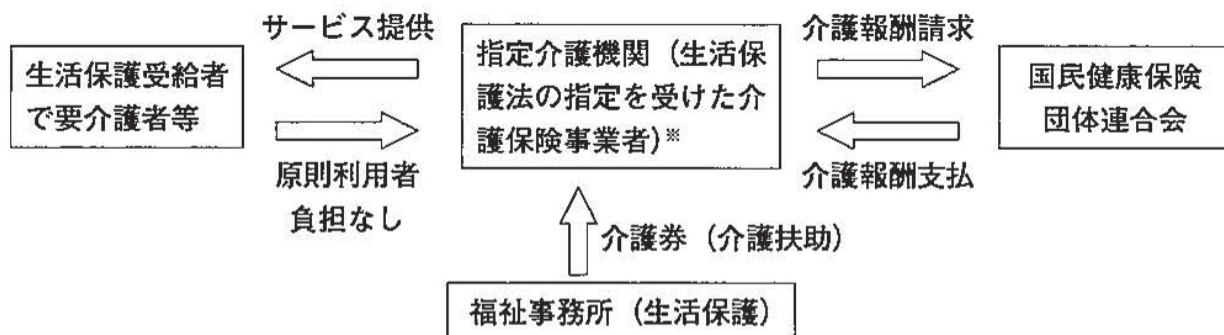


図11-3-2 介護扶助のイメージ（指定居宅介護支援以外のサービス）



※ 2014（平成26）年の生活保護法改正により介護保険法の指定を受けることで自動的に生活保護法上の指定介護機関となる「みなし指定」になりました。

p698

境界層措置

生活保護の申請をする（利用者負担限度額認定証）

資産調査が入る

本来なら生活保護の対象

利用者負担の軽減をすることで低所得者基準の適用になり、生活保護を受ける経済水準から脱することを目的としている。

第3節 介護保険制度に関連する他制度等について

3. 障害者総合支援法関係

(1) 介護保険が優先される場合

(2) 介護保険サービスと障害福祉サービスが調整される場合

図11-3-3 障害者の受ける介護サービスのイメージ

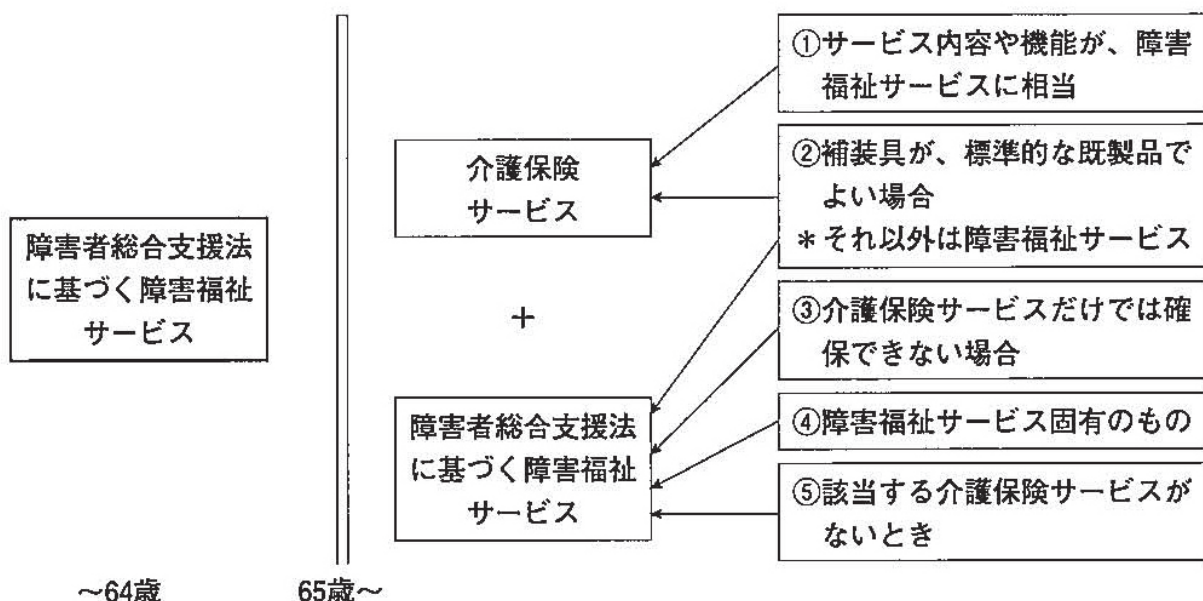


表11 - 3 - 4 介護保険サービスと障害福祉サービス

サービス類型	介護保険サービス	障害福祉サービス
訪問系	訪問介護 訪問看護 訪問入浴介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 など	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 など
通所系	通所介護 通所リハビリテーション など	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 など
短期滞在系	短期入所生活介護 など	短期入所（福祉型・医療型）
居住系	特定施設入居者生活介護 認知症共同生活介護 など	共同生活援助
入所系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	障害者支援施設
予防系	介護予防通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 など	—
計画作成	介護支援専門員	相談支援専門員
基幹センター	地域包括支援センター	基幹相談支援センター

第3節 介護保険制度に関連する他制度等について

4. 老人福祉法関係

(1) やむを得ない事由による措置

(2) 環境上の理由及び経済的な理由による措置

措置の事由	①やむを得ない事由による措置		②環境上の理由及び経済的な理由
老人福祉法	ア) 第10条の4第1項	イ) 第11条第1項第2号	第11条第1項第1号
措置の種類	在宅サービス（訪問介護など）	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	養護老人ホーム
原則的な対象者の状態像	要支援・要介護認定者	要介護認定者	自立（要支援）

- ・ 訪問介護系 ・ 通所介護系 ・ 短期入所生活介護系
- ・ 小規模多機能型居宅介護系 ・ 認知症対応型生活介護系
- ・ 複合型サービスの訪問介護 ・ 福祉用具の給付・貸与

第3節 介護保険制度に関連する他制度等について

5. 育児・介護休業法

(1) 育児・介護休業法について

(2) 仕事と介護の両立支援

(3) 相談窓口

誰だって、介護と仕事の両立に
悩むときは、くる。



そのときのために、知っておこう。

介護休業制度

仕事と介護の 両立支援制度

介護休業



介護休暇



短時間勤務等の措置



所定外労働の制限



時間外労働の制限



深夜業の制限



その他



ページの
先頭へ

育児休業 や 介護休業 をする方を
経済的に 支援 します



「仕事と介護を両立てできる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニン

目 次

育児休業給付の支給	P. 3
介護休業給付の支給	P. 5
産前産後休業・育児休業等期間中の社会保険料の免除	P. 6
産前産後休業終了後・育児休業終了後の社会保険料の特例	P. 7
3歳未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例	P. 8
育児休業等取得者の財形非課税貯蓄の特例措置	P. 9

令和2年度版

 厚生労働省 都道府県労働局



仕事と介護 両立のポイント

概要版

あなたが介護離職しないために

本冊子では、仕事と介護の両立のポイントや介護保険制度、
育児・介護休業法における両立支援制度について解説しています。

ポイント 1

職場に「家族等の介護を行っていること」を伝え、必要に応じて勤務先の「仕事と介護の両立支援制度」を利用する

ポイント 2

介護保険サービスを利用し、自分で「介護をしすぎない」

ポイント 3

介護保険の申請は早目に行い、要介護認定前から調整を開始する

ポイント 4

ケアマネジャーを信頼し、「何でも相談する」

ポイント 5

日ごろから「家族や要介護者宅の近所の方々等と良好な関係」を築く

ポイント 6

介護を深刻に捉えすぎずに、「自分の時間を確保」する

仕事と介護の両立 ポイント 4

ケアマネジャーを信頼し、「何でも相談する」

- ★ケアマネジャーは、要介護者および介護者（介護を行う方）の希望を汲みながらケアプランを作成します（ポイント2参照）。ケアプランは見直しが可能ですので、介護ニーズやあなたの仕事状況の変化により利用中の介護保険サービスを変更したい場合には、ケアマネジャーにその都度相談するのがよいでしょう。
- ★ケアマネジャーの仕事には、介護者との会話を通じて、介護者の悩みや不安を発見することも含まれます。会話の内容は介護とは関係なくても、解決策を介護保険サービスに見出せることもあるのです。特に要介護者に認知症の症状がみられる場合は、介護に関するストレスも増えるかもしれません。何かあればケアマネジャーに話してみてください。

第3節 介護保険制度に関連する他制度等について

6. 社会保障制度・税番号(マイナンバー)制度

社会保障制度・税番号(マイナンバー)制度は、住民票を有するすべての個人1人に1つの番号(マイナンバー)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関にある個人の情報を同じ人の情報として確認を行うために活用される制度です。

介護保険被保険者証について

介護保険被保険者証について

【現状】

- 介護保険被保険者証については、現状、
 - ・ 65歳到達時に保険者が被保険者に一斉送付をする
 - ・ 認定申請や変更申請等の時に、被保険者が保険者に被保険者証を提出して必要な情報の記載・返付を受ける
 - ・ サービスを受ける時に、認定者が介護事業所等に被保険者証を提示するなど、被保険者証が、被保険者、保険者、事業所等の間でやりとりされている状況。

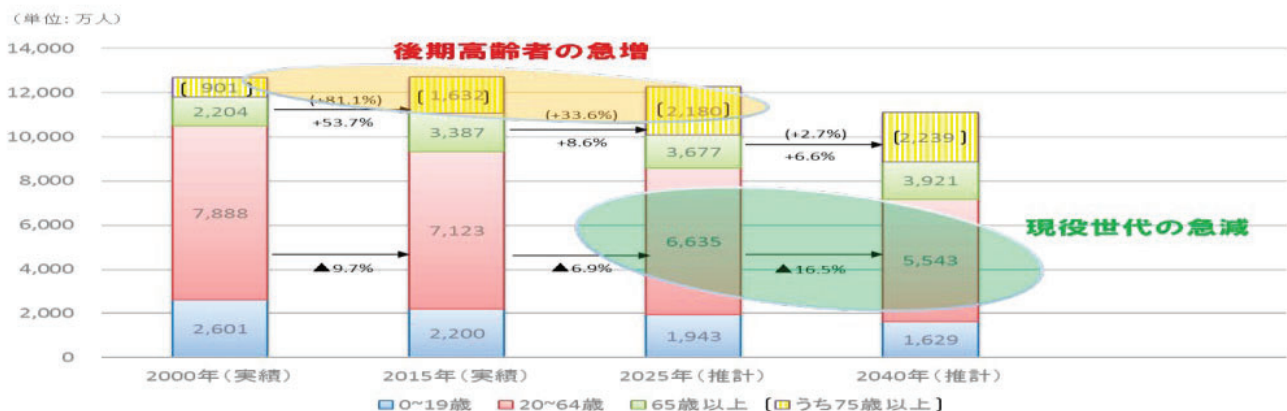
【方向性】

- 現在、医療保険分野において健康保険証に関する議論が進んでおり、また、介護保険分野においても、自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することとされている。
- こうしたことを踏まえ、マイナンバーカードの活用を含め被保険者証の電子化については、必要な情報を情報基盤から取得することで資格確認等を可能とし必要なサービスを受けられるようにする方向で検討を進めることとしてはどうか。

「令和4年版 厚生労働白書 社会保障を支える人材の確保 1. 現状と見通し」より引用

「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面は変化。

- すでに減少に転じている現役世代人口は2025年以降、さらに減少が加速する。



(出所) 実績は総務省「国勢調査」(年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口)、推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)。

第4節 実践上の法令遵守

1. 法令遵守の意味

(1) 指定居宅サービス事業者等の
義務と指定取消し

(2) ケアマネジメントにおける個人情報
保護等と法令遵守

【記録不備】岡山県「〇〇居宅介護支援 事業所」取り消し(2018年1月26日報道)

岡山県保健福祉部長寿社会課は昨年12月31日、必要な介護記録を残していないなど運営基準違反を重ねて介護給付費約830万円を不正に受給していたとして、

が運営する 居宅介護支援事業所
管理者、)の事業所指定を介護
保険法に基づき取り消した。

今回処分の原因となる事実や法的根拠など詳細は次のとおり。
平成24年4月から平成29年1月までの間に、次の(ア)および(イ)のとおり、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第13条第1項第10号および第14号の規定に適合した手続を行なっておらず、その場合、介護給付費の請求に当たっては、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)」の規定により運営基準減算を行なう必要があるにもかかわらず、計709件について減算を行なわないで不正に請求し、受領した。

(ア)利用者7人・110件について、居宅サービス計画を作成する際に必要な利用者の同意を文書で得ないまま指定居宅介護支援を提供している。

(イ)利用者53人・685件について、モニタリング(居宅サービス計画の実施状況の把握)の結果を記録していない。

また、利用者6人・21件について、「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例(平成26年岡山県条例第26号)」第31条第2項の規定に違反し、指定居宅介護支援の提供に関する記録の全てを保存していないため、指定居宅介護支援の提供に基づく適正な介護給付費の請求であることを立証することができない。

これらの不正請求は、管理者を兼務する介護支援専門員が運営基準減算を行なう必要があることを認識しながら長期間にわたり反復継続的に行なっていたもので、5年間に行なった1,618件の介護給付費の請求のうち、730件が不正請求である。

表11-4-1 業務管理体制の整備の内容

事業所数	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守監査
20未満	○	—	—
20以上100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

表11-4-2 業務管理体制の整備に関する届出

事業所等の所在状況	届出先
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ2以下の地方厚生局区域	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
うち、1の指定都市の区域	指定都市の長
1の市区町村の区域 ※地域密着型サービスに限る	市町村長

令和4年度
集 団 指 導 資 料
（居宅介護支援・介護予防支援）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◆第3 運営に関する基準（基準条例第7条―第32条）◆

1 内容及び手続の説明及び同意（基準条例第7条）

- 【×】重要事項の同意を得ていない。
- 【×】「重要事項説明書」の記載事項が不十分。
- 【×】「重要事項説明書」と「運営規程」の記載内容（員数、営業日、営業時間、通常の事業の実施地域、サービス提供内容等）が相違している。
- 【×】記載内容が、現状の体制と異なっている。
- 【×】利用料に関する記載がない。
- 【×】苦情相談を受ける窓口として、事業所の通常の事業の実施地域内の市町村の窓口や岡山県国民健康保険団体連合会等の記載がない（岡山市では、①岡山県国民健康保険団体連合会、②岡山市介護保険課、③岡山市事業者指導課の3か所は必ず必要）。

☆ポイント☆

- ・「重要事項説明書」は、利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものであるため、あらかじめ当該説明書を交付し、重要事項の説明を行うこと。
- ・利用申込者等がサービス提供を希望する場合には、同意を得ること。
当該同意については、書面によって確認することが望ましい。
- ・「運営規程」の内容を基に「重要事項説明書」を作成し、事業の実態と整合していること。運営規程の内容を変更する場合は、事業者指導課への変更届が必要。
※最低必要項目については、自己点検シート（人員・設備・運営編）【令和4年6月版】2ページを参照のこと。

- 【×】前6月間に位置付けられたサービスの割合について、説明を受けて理解したことの署名を得ていない。（署名の記入漏れ）
- 【×】各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合のみ説明し、ケアプランの総数に対する各サービスに位置付けられた割合の説明がない。

☆ポイント☆

- ・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下のことについて文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで【運営基準減算】
 - 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
 - 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
 - 前6か月間に作成したケアプランの総数のうちに、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたサービス計画の数が占める割合 及び 前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合（上位3位まで）
※前6月間について、毎年度2回、①前期（3月1日から8月末日）②後期（9月1日から2月末日）の期間に作成された計画を対象とし、居宅介護支援の提供の開始に際し、直近の①もしくは②の期間のものについて説明を行う。
（令和3年度改定により追加）
- 説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。
- ※重要事項説明書等を交付して説明・署名、確実に説明したことを記録に残すこと。

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・ 通知等	介護報酬 の解釈頁
運営基準減算 (50/100)		居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に			告示別表イ注3 通知第3の6	青 P852～853
		(1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて文書を交付して説明している。	☐ 未実施			
		(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明している。	☐ 未実施			
		(3) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ことの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明している。	☐ 未実施	・重要事項説明書 ・契約書 ・支援経過		
		居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施	☐ 未実施	・アセスメント記録、支援経過等		
		サービス担当者会議の開催				
		居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合	☐ 未開催			
		要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	☐ 未開催	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会記録		
		要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	☐ 未開催			
		居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	☐ 未交付	・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画に対する同意書		
運営基準減算 (0/100)		モニタリングに当たって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者 に面接	☐ 未実施	・モニタリング記録	告示別表イ注3 通知第3の6 03	青 P852～853 緑 P176～
		モニタリングの結果の記録	☐ 1月以上未実施			
	運営基準減算 (50/100) が2月以上継続		☐ 継続	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注3 通知第3の6 03	青 P852～853 緑 P176～
		2月目から適用	☐ 該当	・モニタリング記録等		



第5節 介護報酬にかかる 告示や通知等の概要

1. サービス費用の算定

指定居宅サービス等の費用は、以下のような事項を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定されます。

サービス種類	算定基準
○訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（予防給付を含む）	○サービスの種類ごとに、サービスの内容、事業所の地域等を勘案して算定される平均的な費用による（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護については食費・日常生活費を除く）
○上記以外の居宅サービス（予防給付を含む）	○サービスの種類ごとに、要介護（支援）状態区分、事業所の所在する地域等を勘案して算定される平均的な費用による（食費・滞在費・日常生活費を除く）
○居宅介護支援 ○介護予防支援	○事業所の地域等に基づく平均的な費用による
○施設サービス	○サービスの種類ごとに、要介護状態区分、施設の地域等を勘案して算定される平均的な費用による（食費・滞在費・日常生活費を除く）

第5節 介護報酬にかかる 告示や通知等の概要

2. 介護報酬の算定基準

介護報酬は、提供したサービスに応じて「介護保険給付費単位数表」により単位数を算定し、1単位の単価を乗じて金額に換算します。

介護報酬の仕組みについて

1. 介護報酬とは

- (1) 介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のことをいう。
- (2) 介護報酬は、介護サービスの種類ごとに、サービス内容又は要介護度、事業所・施設の所在地等に応じた平均的な費用を勘案して決定することとされている。
- (3) 介護報酬の基準額は、介護保険法上、厚生労働大臣が審議会（介護給付費分科会）の意見を聴いて定めることとされている。

諮問書



厚生労働省発老0113第1号
令和3年1月13日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
田村 憲久

諮 問 書

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について）

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2第3項、第74条第4項、
第78条の2の2第3項、第78条の4第4項、第81条第4項、第88条第4項、

れた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

諮問書別紙

[illegible]

○厚生労働省令第 号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令のように定める。

令和三年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号附則において「居宅サービス等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

報告



分介発0113第1号
令和3年1月13日

社会保険審議会
会 長 遠藤 久夫 殿

介護給付費分科会
分科会長 田中 滋

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）

令和3年1月13日厚生労働省発老 0113 第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。

答申



社保審発0113第1号
令和3年1月13日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、

基準（平成11年厚生省令第41号）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正について（答申）

令和3年1月13日厚生労働省発老0113第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告

令和5年12月19日

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会

令和5年12月19日

令和6年度介護報酬改定に向けて、本年5月以降、計20回社会保障審議会介護給付費分科会において、各サービスや横断的課題について議論を行うとともに、関係団体ヒアリングを行った。

これまでの議論に基づき、令和6年度介護報酬改定に関する基本的な考え方と、それを踏まえた主な改定内容を以下のとおり取りまとめたので報告する。

11章のまとめ

- ケアマネジメントに必要な法令を正しく理解し、規定を遵守する
- 法令等の理解は、適切なケアプランの作成、利用者の自立支援や権利擁護、さらには利用者から信用される公正中立な業務につながる
- 違反した場合には事業所の指定取消や介護支援専門員の登録消除も！